


地方自治の雑学

二元代表制ってなに？



二元代表制



みなさん、
二元代表制って聞いたことありますか？
今回はそのお話です。

【日本国憲法 第九十三条】

地方公共団体には、法律の定めるところにより、
その議事機関として議会を設置する。

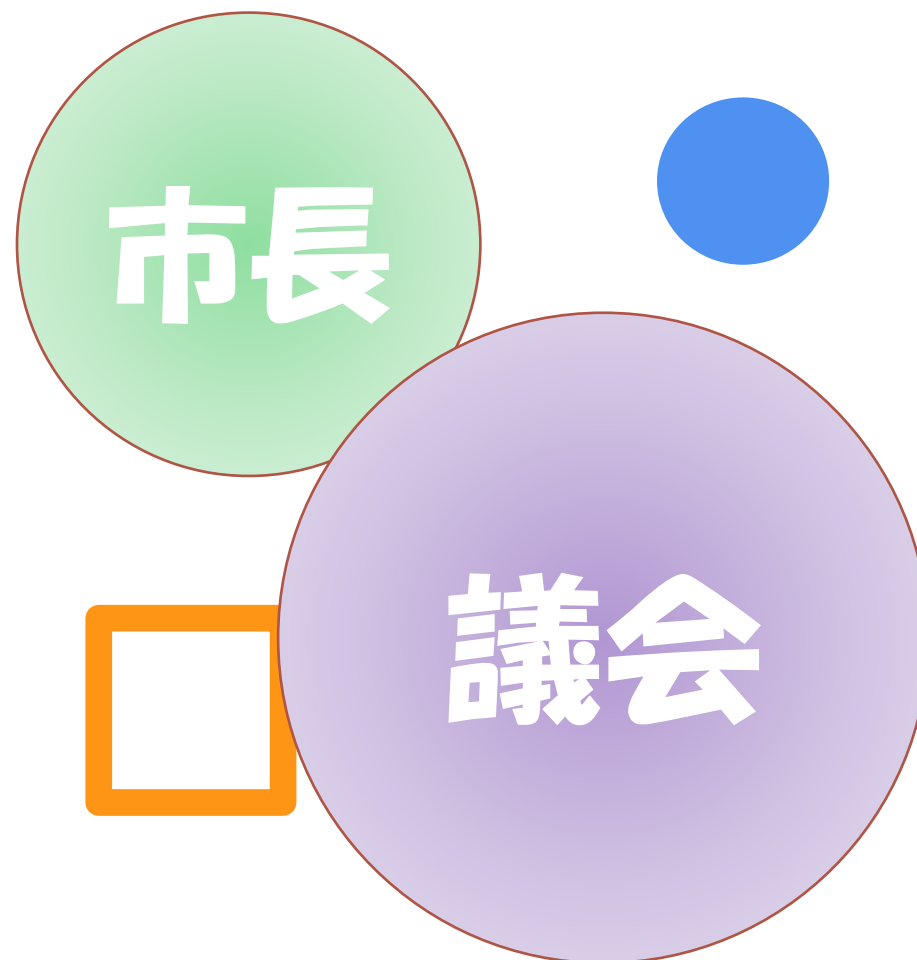
②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定める
その他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接
これを選挙する。

概要

この条文は「住民自治の原則」を明らかにし
地方行政の民主化を図ろうとするものです。

執行機関たる長（知事や市町村長）と議事機関
たる議会の議員（県、市、町、村 議員）を分離して、
ともに公選とすることを規定しています。
これを二元代表制といいます。

なんか難しい文章ですよね・・・





つまりどういうこと？

首長と議会は
其々がともに選挙で選ばれ
上下関係ではなく対等
だということです。

* 国政の「議院内閣制」とは異なるしくみ


まとめ

地方自治（行政）において
二元代表制が正常に機能していることで
市民の声（願い）が市政に反映され
より良いまちづくりにつながります。

最近では議会の様子も地元ケーブル
テレビでの中継放送や市のHPで
動画公開されている市町が多くなりました

二元代表制、そんな観点で議会を
視聴してみると面白いかもしれませんよ。
（もちろん議会場での傍聴もできます）





ありがとうございます
います